

平成22年第8回稲城市教育委員会定例会

1 平成22年8月17日、午前9時30分から稲城市地域振興プラザ4階大会議室において、平成22年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育長職務代理者

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課	
社会教育係長	佐藤 知子
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第25号議案
「平成22年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」
- (5) 日程第5 第26号議案
「平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」
- (6) 日程第6 第27号議案
「平成23年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (7) 日程第7 第28号議案

(8) 日程第8 「稲城市立学校給食共同調理場設備備品の買入れについて」
報告事項

委員長 ただ今から、平成22年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴の方々にお願いがございます。

1. 会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。
2. 会議開催中はみだりに席を離れないでください。
3. 決められた出入口から入退場してください。
4. 傍聴人は委員席に入ることができません。

これらの事項を守ってください。

委員長 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により日程第5 第26号議案、日程第6 第27号議案を先に行い、その後は議事日程に従って進めることといたします。

それでは、日程第5 第26号議案「平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者 教育部長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令の規定により採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 第26号議案「平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」をご説明いたします。

平成23年度の稲城市立各小学校で使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、同法施行令第13条及び第14条により、当該教科用図書を使用する採択替え年度の前年8月31日までに行うことが必要でございます。このため、平成23年度に稲城市立小学校において使用する教科書を採択するものでございます。

このことにつきましては、本年5月26日の第5回教育委員会定例会におきまして、平成23年度使用小学校教科用図書採択につきまして、稲城市立小学校使

用教科用図書採択要領のとおり採択作業を進めることとして決定をしていただきました。5月28日に教科用図書審議会に諮問をし、教科用図書審議会は調査研究委員会の研究報告に基づき教科用図書について審議し、その結果について、7月22日に答申を行っております。答申を受け、教育委員会は使用する教科書について検討協議し、教科の種目ごとに教科用図書を1種採択することとなっております。

つきましては、平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書採択につきまして、採択の決定をよろしく願いをいたします。以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をいただき、採択本を決定してまいります。

はじめに、第26号議案全体に係わる質疑及びご意見がございましたらお願いいたします。なお、各教科についての質疑及びご意見は後ほどお伺いいたします。それでは、いかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 それでは、教科書選択に当たっての教育委員の姿勢、どのように取り組んできたかについて、お話しさせていただきます。

教科書選択に当たっては、教育委員として市民の信頼に応え得る公教育を目指し、その責任を果たすべく、襟を正して、委員としての考えを反映していきたいと考え、教科書選択に当たりました。

特に、学び続けるために必要な基礎基本に当たる学力の向上、学び方の習得、心の豊かさや品性、今後の人との出会いによる人間性の育成、バランスのとれた体力など、これからの稲城の子ども達にどのように身に付けさせるかということを考えて、教科書の選択に望んでまいりました。学習指導要領や稲城市の教科用図書審議会の調査研究報告も参考にいたしました。稲城市の教科用図書審議会の報告は、学識経験者や稲城の学校の先生方、保護者の方々、地域の方々のそれぞれの意見を反映しているということなので、とても重みがあると認識しております。

これらのことを考え合わせ、教科書を選びたいということで進めてまいりました。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 稲城市の教育目標には、人権尊重や思いやりと規範意識、社会貢献の精神の育成、それから、自ら学び、考え、行動する力の育成があります。これらを踏まえて、基礎基本の学力の向上に合っている、自分で学び方を習得できる、それから、人間的な力を付けていくことが学べるような教科書を採択したいと考えております。そのため、このような観点で、稲城市の教科用図書審議会の報告と教科書を照らし合わせながら検討を重ねました。

委員長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 当委員会では毎年、A訪問という形で、小中学校の学校に行かせていただいております。その中で、特別支援学級も含めて、現場の学校を見せていただいておりますが、その中で採用されている教科書がどのように生かされているかということも確認したいと思います。

このようなことから、教員が指導に活用しやすい、そして、子ども達にも分かりやすい教科書を採択するということが大切な観点であると考え、選んでまいりたいと考えております。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、以上で全体に係わる質疑及び意見を終結いたします。

次に、小学校の各教科に係わる質疑及びご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、国語の教科から進めてまいります。国語の教科書は5種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。中田委員。

中田委員 国語について、先程の繰り返しになりますが、基礎基本の学力の保持、論理的な学び方、教科書そのものの資料性、見やすさ及び使いやすさ、さらに地域性等も考慮することについて、審議させていただきました。

特に、絵や写真について、絵と見比べながら読めるようであったり、学習のはじめにその学習のポイントが書いてあったり、そのような点を評価させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 国語は全ての教科の基本となりますので、他教科にも生かせる内容になっているかということ、児童が興味を持つような題材や内容に構成されているかということも重視して選択いたしました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に書写の教科書に進みます。書写の教科書は6種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。中田委員。

中田委員 書写については、一つに、国語の教科書と同一の会社の方が使いやすいのではないかという観点で評価を行いました。

それから、もう一つ、これは書写として当然のこととは思いますが、字を正しく書くための工夫がどの位されているか、学ぶポイントが示されているか、子どもの学習意欲を高めるような工夫がしてあるか、そのような点について評価を行いました。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 書写は、この先ずっと使われていくところとなりますので、児童の日常生活、国語や他の教科に生かせる内容になっているか、また、伝統文化、たとえば短歌などの学習との関連が図られ、児童の学習内容が高められるようになっているかなども考慮いたしました。それから、筆の動きの説明なども1人で学習するときに分かりやすくなっているかどうかなども重視させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に社会の教科書に進みます。社会の教科書は5種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。伊勢川委員。

伊勢川委員 社会科は、資料の選び方が適切であるか、構成や内容の分量が適切であるか、レイアウトに工夫が見られるか、使いやすさはどうかということを見させていただきました。また、稲城の子ども達に合った内容になっているかという点も見させていただきました。そうした点を見て、適切ではないかというものを選びさせていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 社会についてですが、まず、資料がきれいで分かりやすいことが評価のポイントとなるのではないかと思います。

それから、分かりやすく、身近な話題を取り上げているということです。たとえば、自動車会社のことを取り上げていたり、昔の暮らしの資料を詳しく説明していたりというように、子ども達の興味を持つものであるか、身近な題材を取り上げるというところに工夫がされているかどうかというところを評価させていただきました。

委員長 他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に地図の教科書に進みます。地図の教科書は2種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。中田委員。

中田委員 地図は構成上の工夫、資料の内容、それから、見やすさについての観点で調査報告を見させていただき、評価させていただきました。たとえば、地方ごとに地図が書かれていたり、地名にルビがふってあったりというように、子どもが見て理解しやすい工夫がしてある点について、特に評価をさせていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 同じような意見となりますが、地域ごとの地図になっているか、地域のまとまりとして捉えられるようになってきているかということも重視いたしました。一つの県が2ページに渡ってしまった場合は、分かりやすくなるように、どこかでまとめられているかなども見ました。また、地名は固有の読み方がありますので、ルビがふってあり、分かりやすくなっているか、資料の読み取りのヒントが多く示されているかなども重視させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に算数の教科書に進みます。算数の教科書は6種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。稲垣委員。

稲垣委員 算数は、基礎的、論理的な学力の保持、数学的な考え方を伸ばす指導が考えられているか、発展的な内容の取り扱いはどうか、児童の興味関心を惹き付けられるか、内容・分量は適切かということを中心として重視いたしました。また、算数という教科は、積み上げていく教科でもありますので、たとえば、導入部分で、既に学んだ学習内容を思い出せるような準備のページが設けられているなどの工夫がされているかなども重視させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 写真などが多く取り上げられていて見やすいこと、問題が量的に適切であること、そして、多様な考え方が示されていることなどを重視しました。準備のページを作り、子ども達が次の学習への準備ができ、気持ちを高める工夫があるかというようなことで検討させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に理科の教科書に進みます。理科の教科書は5種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。伊勢川委員。

伊勢川委員 理科は、基礎的・基本的事項の取り扱い、また、全体構成や、観点が見直せるか、児童の興味や関心を惹き付けることができるか、内容・分量が適切か、稲城の子どもが使用するという視点から検討をさせていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 理科については、まず基礎基本事項の習得を重視したかどうか、第一の評

価値の視点だと思いますが、それ以上に、子ども達が主体的に学習できるかどうか、興味を持って取り組めるかどうかということが評価の視点として大切ではないかと思いました。

たとえば、絵や写真が大きく、使いやすいものであったり、稲城には豊かな自然がありますので、身近な昆虫について取り上げられていたりというように、子どもが実際目の前にあるものに興味を持てるか、どの位そうした工夫がしてあるかということについて、評価をさせていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に生活の教科書に進みます。生活の教科書は7種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。伊勢川委員。

伊勢川委員 生活については、生活科の最終的な目標である自立の基礎を養うという視点、資料活用の視点、そして、稲城の自然環境、社会環境、人と自分との関わりという視点を重視して検討させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 生活については、まず稲城の自然を豊富に扱っているか、稲城の豊かな自然を考えると、自然についての扱い方が豊富であるということがポイントではないかという視点で評価させていただきました。

また、教科用図書審議会の意見にありました、若い先生や初めて生活に取り組む先生方でも指導しやすい工夫がされているかどうかを非常に評価しているという点を注目させていただきました。教師が、気付きを促す言葉が例示してある、道徳の学習の進め方の見通しが立てやすいなど、そうした形で、生活指導を授業する側、先生の側に立っての工夫という点が審議会でも評価されておりましたので、その点も考慮させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に音楽の教科書に進みます。音楽の教科書は3種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。稲垣委員。

稲垣委員 音楽は、生涯色々な場面で出てくるものだと思うのですが、心の豊かさ、夢の育成、発達段階での関連性を考慮して、各領域がバランス良く構成されているか、また、児童が自分で練習したいと思った時に、ヒントとなるような歌い方や演奏の仕方についての工夫がされているかということなども重視いたしました。

委員 長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 児童の発達段階に応じた選曲が取り入れられ、子どもの興味関心を引く、楽しい歌が入っているかどうか、音楽作りの活動が、他の音楽活動に関連させながら子どもが取り組みやすくなっているか、教科書に書き込めるところが多く、見やすい内容となっているかを見させていただきました。また、段階を追って構成されているという点も考慮させていただきました。

委員 長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に図画工作の教科書に進みます。図画工作の教科書は3種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。稲垣委員。

稲垣委員 図工は、道具の使い方を含めた基本的な内容の押さえ、発達段階への配慮、分かりやすさ、児童の興味関心を惹き付けるものであるということなどを重視いたしました。特に、各領域の分量やバランス、鑑賞資料の写真や絵が適切かどうかなども判断材料にさせていただきました。

委員 長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 豊かな自然を利用した活動が多く含まれている、自然の多い稲城の子ども達には合っているか、発想が広がるような、興味関心を引くものであるかということなどを考慮させていただきました。

委員 長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に家庭の教科書に進みます。家庭の教科書は2種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。伊勢川委員。

伊勢川委員 家庭科を大切にしていける子どもの育成、衣食住の取り上げ方、実習での安全性、表記・表現、研究視点からの分かりやすさなど、それから、将来必ず役に立つようになりますので、子どもにとって興味を持てるかどうかという部分を参考にさせていただき、評価させていただきました。

委員 長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 家庭科についてですが、やはり、最近の子ども達は、お手伝いや家庭で家事をする機会が余りないのではないかと考えております。そうしたことから、たとえば、手縫いやミシンなど、余りうまくなくてもできるような題材が工夫してあったり、知らないでしてしまうと危険なこと、危険面について配慮された

写真から学べるような工夫がされてあったり、こんなことをしてはいけないということが分かるように図が出ていたり、イラストや図も、余り知らないような子ども達でも分かりやすく工夫してあるということが評価のポイントであると思います。

それから、最近の風潮でもあるのですが、環境、エコ、食育などにも言及しているというところを重要視させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、次に保健の教科書に進みます。保健の教科書は5種類ございます。質疑及びご意見のある委員は挙手をお願いいたします。稲垣委員。

稲垣委員 体育の場合には、子どもの発育に非常に関連してきますので、発達段階での関連性という配慮がなされているか、表記・表現・情報量・構成は適切かといった点を重視いたしました。また、文や資料、絵などの全体的な取扱のバランスが良いということなども検討材料にさせていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 以前と今とで子どもの成長が著しく変わってきておりますので、体の使い方などが丁寧で分かりやすく、余り刺激を与えないような表記がされていたり、図や文章が分かりやすく、バランス良く整っていたりするものを評価させていただきました。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、以上で小学校全教科に係わる質疑を終結いたします。

ただ今、各委員さんから採択にあたっての色々な考えを述べていただきました。教科書を見させていただき、各社が色々な工夫をされて、素晴らしい教科書を作っていることを感じました。

私どもは常々、稲城の子ども達がどのように育てほしいかということ、教育委員会の場を中心にその像を描き、確立してまいりました。そうした像に相応しいということで、学力の向上、定着、思いやり、品性のある子ども、バランスのとれた体力などを十分に踏まえることを念頭に置きました。

従いまして、私どもの教科書を選ぶ視点として、一つ、基礎基本をいかに分かりやすく子ども達に教えるか、一つ、思考力を高めて、問題を解く場面でも、練習問題などをバランス良く構成されているか、一つ、稲城の子どもの実態に応じた教材、画材を使っているという視点を大切にいたしました。そのような考えで教科書を見させていただきました。本日は、各委員からのお考えと併せて、このような観点で採択、採決をしてまいりたいと思います。

それでは、平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択候補本の調査を

行います。事務局より調査用紙の配布をお願いします。

(用紙の配布)

委員 長 調査用紙の記入はお済みでしょうか。それでは、事務局で集計をお願いいたします。集計に際しましては、教育長職務代理者教育部長の立会いをお願いします。調査用紙集計のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員 長 再開いたします。

それでは、平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書採択候補本調査用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。集計結果の報告と採決は、教科ごとに行います。

はじめに、国語です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。

国語です。発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕3票、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 国語〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 ただ今の集計結果より国語の教科書は、光村図書出版の「国語」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、国語の教科書は、光村図書出版の「国語」を採択本といたします。

次に、書写です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。

書写です。発行者〔光村図書出版〕・書名〔書写〕3票、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 書写〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 ただ今の集計結果より書写の教科書は光村図書出版の「書写」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、書写の教科書は、光村図書出版の「書写」を採択本といたします。

次に、社会です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。
社会です。発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい社会〕 3票、発行者〔教育出版〕・書名〔小学社会〕 1票、その他0票。以上です。

委員長 ただ今の集計結果より社会の教科書は、東京書籍の「新しい社会」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、社会の教科書は、東京書籍の「新しい社会」を採択本といたします。

次に、地図です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。
地図です。発行者〔帝国書院〕・書名〔楽しく学ぶ 小学生の地図帳〕 4票、その他はございません。以上です。

委員長 ただ今の集計結果より地図の教科書は、帝国書院の「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、地図の教科書は、帝国書院の「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」を採択本といたします。

次に、算数です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。
算数です。発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい算数〕 3票、発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 算数〕 1票、その他0票。以上です。

委員長 ただ今の集計結果より算数の教科書は、東京書籍の「新しい算数」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、算数の教科書は、東京書籍の「新しい算数」を採択本といたします。

次に、理科です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 集計結果をご報告いたします。

理科です。発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校 理科〕3票、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい理科〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より理科の教科書は、学校図書の「みんなと学ぶ 小学校理科」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、理科の教科書は、学校図書の「みんなと学ぶ 小学校 理科」を採択本といたします。

次に、生活です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 　集計結果をご報告いたします。

生活です。発行者〔光村図書出版〕・書名〔せいかつ〕3票、発行者〔日本文教出版〕・書名〔わたしとせいかつ〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より生活の教科書は、光村図書出版の「せいかつ」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、生活の教科書は、光村図書出版の「せいかつ」を採択本といたします。

次に、音楽です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 　集計結果をご報告いたします。

音楽です。発行者〔教育芸術社〕・書名〔小学生の音楽〕3票、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい音楽〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より音楽の教科書は、教育芸術社の「小学生の音楽」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、音楽の教科書は、教育芸術社の「小学生の音楽」を採択本といたします。

次に、図画工作です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 　集計結果をご報告いたします。

図画工作です。発行者〔開隆堂出版〕・書名〔図画工作〕3票、発行者〔日本文教出版〕・書名〔図画工作〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より図画工作の教科書は、開隆堂出版の「図画工作」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、図画工作の教科書は、開隆堂出版の「図画工作」を採択本といたします。

次に、家庭です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 　集計結果をご報告いたします。

家庭です。発行者〔開隆堂出版〕・書名〔小学校 わたしたちの家庭科〕3票、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい家庭科〕1票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より家庭の教科書は、開隆堂出版の「小学校 わたしたちの家庭科」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、家庭の教科書は、開隆堂出版の「小学校 わたしたちの家庭科」を採択本といたします。

次に、保健です。学校教育課長より集計結果の報告をお願いいたします。

学校教育課長 　集計結果をご報告いたします。

保健です。発行者〔学研教育みらい〕・書名〔みんなの保健〕4票、その他0票。以上です。

委員 長 　ただ今の集計結果より保健の教科書は、学研教育みらいの「みんなの保健」を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 　挙手全員であります。よって、保健の教科書は、学研教育みらいの「みんなの保健」を採択本といたします。

以上により、日程第5 第26号議案「平成23年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」は全て可決いたしました。

なお、音楽につきましては、移行期間ではありますが、新しい教科書を次年度より使わせていただくものといたします。

次に、日程第6 第27号議案「平成23年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者
教育部長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、平成23年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 第27号議案「平成23年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」をご説明いたします。

平成23年度に稲城市立稲城第三小学校、稲城市立平尾小学校、稲城市立稲城第一中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、第14条及び同法施行令第13条、第14条並びに学校教育法施行規則第139条の規定、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領により、通常の学級で使用する教科書を使用することが適当でないときは、他の適切な教科書を採択することができるということとなっております。そのため、平成23年度に特別支援学級において使用する教科書を採択するものでございます。

このことにつきましては、本年5月26日の第5回教育委員会定例会におきまして決定していただいた平成23年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の流れについて、採択要領のとおり、5月28日に教科用図書審議会に諮問し、採択作業を進めていただきました。教科用図書審議会は、調査研究委員会の研究報告につきまして、教科用図書について審議し、その結果につきまして7月14日に答申を行いました。審議会では、各調査研究委員会の調査研究結果について検討を審議し、本市の特別支援学級における教育の実態、具体的に申し上げますと、交流教育の状況や保護者の要望等を含めまして、さらに考えて、教科用図書については採択本が望ましいとして、小・中学校全種目とも稲城市の採択本を使用することとして答申をしております。以上により、ご審議、ご決定をお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見を願います。伊勢川委員。

伊勢川委員 教科書の選定にあたりましては、現場、つまり学校ですね。学校で指導にあたる先生方の意見や、特に保護者の方々の意見を十分に考慮することが大切ではないかということを考えてみました。

そこで、現場の学校を視察させていただく中で、教える先生の意見や学ぶ子ども達の状況、親御さん達のお気持ちなどを聞かせていただき、どのような教科書が適正であるかということを考えて、教科書を選びました。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員　今回の選定にあたりましては、稲城第三小学校、平尾小学校、稲城第一中学校を訪問させていただきまして、子ども達の状況を見せていただいたり、先生方のお話を伺わせていただいたりしました。そして、保護者の方々のご意見も重視いたしまして、稲城の場合には、通常学級との交流を良くしておりますので、その交流学习を考えると、同じ教科書を使用させたいという意見が保護者の間では強くあるということ伺いました。また、審議会の報告の中の意見も考慮いたしまして、それらを参考にして、選ばせていただきました。

委員長　他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員　特別支援学級では、今後、子ども一人一人がどの位使えるかどうか、レベルの違いは確かにあるとは思いますが、現場を視察させていただいた状況では、一人一人がどこまでできるのかに合わせて、現場の先生が教科書をかみ砕いて教材を作ったり、使える部分を抜き出していたりという形で、教科書の使い方を工夫して授業をされているということが分かりました。ですので、視察のことを踏まえ、教科書も通常の学級と同じものを使っても問題ないのではないかと考えました。そうしたことで、選ばせていただきました。

委員長　他にいかがでしょうか。他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。他に質疑及びご意見がないようですので、私からも一言申し上げます。

稲城市の特別支援学級では、通常の学級との交流が常に盛んに行われています。そうすることで、特別支援学級の子ども達にとりましても、通常学級の子ども達にとりましても、相互理解が深まり、交流という中で大変ためになっていると思っております。そうした意味でも、私達は、通常の学級の子ども達と交流するという観点から、採択本を使用することが妥当ではないかと考えております。

それでは、日程第6 第27号議案「平成23年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

はじめに、小学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般教科書若しくは両者を併用するかどうかについて挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長　ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、学年相当の検定教科書となりました。

　　続きまして、中学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

（ 挙手全員 ）

委員長 　ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。

　　次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

（ 挙手全員 ）

委員長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書となりました。

　　ここで、以上の小学校・中学校で使用する教科書について、学校教育課長より採択本の確認をお願いします。

学校教育課長 　採択本の確認をいたします。

　　稲城第三小学校及び平尾小学校の教科用図書は、先ほど日程第5 第26号議案にて確認したとおりでございますので、省略させていただきます。

　　稲城第一中学校の教科用図書でございます。

　　国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕。

　　書写は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔中学書写〕。

　　社会の地理的分野は、発行者〔帝国書院〕・書名〔社会科 中学生の地理 世界のなかの日本〕。

　　社会の歴史的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 歴史〕。

　　社会の公民的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 公民〕。

　　社会の地図は、発行者〔帝国書院〕・書名〔新編 中学校社会科地図 初訂版〕。

　　数学は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい数学〕。

　　理科の第一分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 1 分野 上巻下巻〕。

　　理科の第二分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 2 分野 上巻下巻〕。

　　音楽の一般は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の音楽〕。

　　音楽の器楽合奏は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の器楽〕。

　　美術は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔美術〕。

　　保健体育は、発行者〔学習研究社〕・書名〔新・中学保健体育〕。

技術・家庭の技術分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭技術分野〕。

技術・家庭の家庭分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭家庭分野〕。

英語は、発行者〔東京書籍〕・書名〔NEW HORIZON English Course〕。

以上でございます。

委員長 以上で採択結果の確認が終わりました。第27号議案は、ただ今のとおり可決といたします。

ここで、5分間の休憩をはさみます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長 次に、教育長職務代理者教育部長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長職務代理者教育部長よりお願いいたします。

教育長職務代理者 (教育行政報告)

教育部長 学校教育課

- 1 工事請負状況について
- 2 寄附について
- 3 平成22年度第1回稲城市学校保健会について
- 4 平成22年7月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 5 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

- 1 担当者事業について
- 2 学校訪問について
- 3 研修事業について
- 4 その他の事業について
- 5 教育相談所関係について
- 6 教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1 「第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会」開催について
- 2 平成22年度1学期給食調理数について

生涯学習課

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 稲城ふれあいの森関係について
- 6 青少年育成地区委員会関係について

- 7 芸術文化活動の振興について
- 8 文化財の保護と普及について
- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 スポーツ教室について
- 4 社会体育指導者養成事業について
- 5 国体関係について
- 6 市民プール運営事業について
- 7 社会体育施設管理運営について
- 8 その他について

文化センター課

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成22年7月文化センター課利用統計について

図書館

- 1 市立図書館主催事業について
- 2 中央図書館主催事業について
- 3 学校との連携について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 視察について
- 6 平成22年7月図書館利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第25号議案「平成22年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題といたします。教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者
教育部長 本案につきましては、平成22年度教育費補正予算について補正をする必要があるので、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

学校教育課長 それでは、第25号議案「平成22年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」をご説明させていただきます。大きく分けて内容は3点ございまして、うち2件がふれんど平尾関係でございます。

まず1点目です。議案概要説明書の1枚目をお開きください。ふれんど平尾につきましては、福祉や社会教育などの様々な活動の拠点としてご利用いただいたところですが、昨年度、特殊建築物の定期報告において、現状の利用実態が建築基準法上の学校としての用途の範囲とは認められないという指導を受け、その後、検討を進めてきたことにつきましては、何度か報告をさせていただいているところでございます。

本年度の当初予算におきまして、1階部分の利用を継続するための設計等の予算を計上して、これまで進めてまいりました。この度、設計内容の概要を受けて、多摩建築指導事務所との協議を行い、建物用途の変更に向けて必要な改修内容の概ねの目途が立ってきたことから、今年度内に施工するための工事請負費について予算を補正計上する内容でございます。配付させていただきました図面をご覧ください。大きく分けて、法令に適合するための改修、市民要望を受けた改修となっております。

「イ」から「ホ」につきましては、建築基準法等により、既存の教室の木製の間仕切りや扉の部分を、スチール製のパーテーションや軽量鉄骨の骨組みに切り替えていく箇所でございます。

次に、図の黄色の部分の「へ」と「ト」の辺りは、排煙窓等を設置する、あるいは排煙窓を付けるスペースがない場合には不燃性の素材のものにはり替えていくという改修でございます。

次に、ピンク色の部分、「ヌ」と「ル」の辺りは、換気扇がないところに換気扇を設置し、給気口がないところには給気口を設置するという改修です。

次に、緑色の部分で「チ」の辺りは、玄関ドアを引き戸に改修し、幅を1mに広げて、建築物バリアフリー条例等に対応するための改修です。また、「リ」は点字状の誘導ブロックを設置するという内容で、スロープから玄関入口にかけて、表示されている部分に対応するものでございます。

次に、非常用照明の設置箇所ということで、作業室に「カ」という表示がありますが、非常時に電源供給がなくても、バッテリーにより点灯する非常用照明を新設するものでございます。

次に、防音改修でございます。「ワ」の部分に防音室という、現在は談話室として使用している部屋がございますが、この箇所を防音改修と空調機の設置を併せることで、2階にありました音楽室の機能を、こちらで代替するためのものと考えております。廊下部分との仕切りを撤去することで、教室と廊下を一体とし、一部屋に使う面積を広げて、太鼓などの団体にもご利用いただける部屋としたいと思っております。これは市民向けの要望によるものでございます。

同じく、市民要望としまして、その上の水色の部分、「タ」があります。これは現在、グラウンド向きの昇降口になっておりますが、ここの段差を解消し、ロビー的機能を持つスペースとして使用していただけるように、下駄箱なども撤去し、必要に応じて移動するパーテーションを持って行って、打ち合わせなどに使っていただくという使い方を想定しております。

次に、ベビーチェア等の新設がございます。図の右上、あるいは左上に紫色で「ヲ」がありますが、ベビーチェアを男子便所、女子便所、だれでもトイレの中に設置していく予定です。また、福祉のまちづくり条例や東京都のバリア

フリー条例等に基づいて、四角形の手すりや障害者の方が使用できるシートの設置も行う予定です。また、だれでもトイレの改修は、図の右上にございますが、市民要望を受けまして、だれでもトイレの中にシャワーを設置するというもので、これは福祉関係の作業所が集約されているということで、程度の重い方も若干いらっしゃるため、清潔さを保つために、トイレにそうしたシャワーが必要であるという障害関係団体からの要望を受けて改修を行います。

緑色、水色、紫色の箇所、3ヶ所が市民要望による箇所となります。それらを含めました工事費といたしまして、こちらの記載のと通りの補正額を予定しております。

次に、2点目です。議案概要説明書の2枚目をお開きください。ふれんど平尾改修工事基本調査委託についてです。ふれんど平尾の1階部分については、先程の工事で完了する予定でございますが、2階以上についても活用をどのようにしていくかということを考えていく上では、現在の状態が法令に照らして、どのように改修を行わないと用途変更できないのかということについて調査を行うための費用でございます。これにつきましては、法令適合あるいは現状の調査、コンクリートコアの抜き取り調査などを行い、今後の改修計画を策定していくための資料としての経費ということでございます。なお、費用につきましては、こちらの記載のとおりでございます。

最後に、3点目です。議案概要書の次のページをお開きください。幼児教育振興に関する経費についてです。現在、私立幼稚園の設置者が保護者に対して、保育料等の減免を行う際に、世帯の所得に応じて、その私立幼稚園に対して、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付しております。

この補助金は、国が3分の1、市が3分の2を負担して実施している制度ですが、平成22年度から子ども手当などの関係もございまして、低所得者への給付を重点化するという観点から、国の補助基準が低所得者に厚く、最も人数の多い、比較的所得の高い世帯、34,501円以上183,000円以下の住民税所得割課税額の世帯の方々の第1子の区分については、補助額が年額62,200円から43,600円に減額されております。これに基づき、本年度の予算を計上し、要項を改正してスタートしたところでございますが、その後、東京都において、この大幅な減額を受け、激変緩和措置として、年額18,600円の減となる部分のうち、3分の2にあたる12,400円について、これを補助・補填する制度を創設いたしました。これを加算した金額を稲城市として支給するためには、市の予算が不足しておりますので、この東京都の補填措置を導入して、3分の2を増額して補助するために、補正予算を提出するというものでございます。以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 ふれんど平尾関係について、シルバーの方の作業所があるということを知りました。そこで左右に急な階段があるということですが、とても上がりにくいというお話を聞いています。そうした方々は車椅子で出入りするのに対して、

その配慮がされているかということを確認したいのですが。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 こちらの図面の作業所の手前にある階段のことだと思いますが、あらゆる出入りに全部スロープを設けていければ、さらにご利用いただきやすいと思うのですが、それだけ工事費もかさむこととなります。この施設の中では図面の右下の部分にスロープがありまして、受付がこちらにございますので、施設管理上の理由から通常は、こちらをお通りいただいて、この施設の中にお入りいただく流れとなっております。

委員 長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 ふれんど平尾についてのご説明の中で、ロビーと防音室に関しては、市民の要望に応じてとありましたが、他に関係団体からの工事に対する要望は出たのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 市民からの要望につきましては、4月15日の市長懇談会におきまして、登録団体にアンケート調査のご協力をお願いについて、周知いたしております。一番多かったのは、音楽室の防音、あるいは、1階に音楽室がほしいというご意見でした。その他としましては、談話室と通路側の壁を撤去して部屋を拡張してほしい、運動場への通用口の部分を部屋として活用できるようにしてほしい、あるいは、冷暖房を設置してほしいなどのご要望をいただいております。冷暖房につきましては、全ての部屋にとまではいかなかったのですが、防音室には設置させていただいております。なお、今回は1階部分の改修による用途変更という形になってしまうので、従来の利用を計画するということが目的でありますので、グレードアップ部分については、対応できない部分も一部ございます。今回は1階部分ということで、スペースも限られておりますので、備品の置き場所や棚の設置などのご要望もございますが、スペースの問題で今回は見送っております。

委員 長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 工事期間はどうなるのでしょうか。

委員 長 学校教育課長。

学校教育課長 工事につきましては、この9月議会に議案を上程しまして、可決されました

場合には、10月に入札等の手続を行いまして、早ければ10月下旬、11月ぐらいから実際に着工と考えておりまして、年度内には済ませる予定でございます。

福祉関係につきましては、その間、集約前の作業所等を活用するなど福祉部の方で対応を図っております。利用団体につきましては、ふれんど平尾の体育館、あるいは稲城第二中学校の音楽室や体育館をご紹介させていただいております。それでも活動場所が不足するようでしたら、さらなる公共施設の利用の拡大についても検討していただきたいと考えております。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 工事中は施設を全く使えないのでしょうか。それとも、一部の利用はできるのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 できれば、部分部分でという形が一番だとは思いますが、工事をⅠ期Ⅱ期と分けて実施するとなると当然工期も長くなり、利用団体や管理者の皆様にご迷惑をおかけしてしまうということ、また、工事の安全確保ということもありますので、工事期間中は基本的には立ち入ることはできないということを前提としております。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第25号議案「平成22年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第28号議案「稲城市立学校給食共同調理場設備備品の買入れについて」を議題といたします。教育長職務代理者教育部長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長職務代理者
教育部長 本案につきましては、稲城市立学校給食共同調理場において設備備品の老朽化等により新たに備品を買入れするに当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より説明いたします。

学校給食 議案概要説明書をご覧ください。稲城市立学校給食共同調理場設備備品の買
共同調理場所長 入れについてでございます。

本案は、老朽化した調理場施設備品、焼物機と消毒保管庫をスチームコンベクションオーブンと立体式消毒保管機に買い換えるにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。この規定ですが、予定価格が2,000万円以上の動産を買い入れる場合におきまして、議会の議決が必要だということになります。

焼物機は、平成10年8月に購入し、12年経過しております。この焼物機は、鉄板をベルトコンベヤー式に動かして、焼く処理をしているものでございます。鉄板の上に乗せて、7分から8分くらい、この鉄板をガスバーナーで焼くものでございます。添付資料にあります、購入予定のスチームオーブンコンベクションは1台で1,500食を調理できます。今回は4台購入する計画で、調理時間の短縮等が図られます。

また、消毒保管庫でございますが、こちらも添付資料の写真でございます。これは、食缶とタッパーを消毒保管する立体式消毒保管機です。立体駐車場のよう、格段の車をチェーンで上げていく、立体式消毒保管機に買い換えまして、保管量の増と作業スペースの確保を行うために提案するものでございます。以上です。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 これは第一調理場、第二調理場のどちらで使用するものでしょうか。

委員 長 学校給食共同調理場所長。

学校給食 すみません、第一調理場でございます。
共同調理場所長

委員 長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第28号議案「稲城市立学校給食共同調理場設備備品の買入れについて」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 「報告事項」です。本日の報告事項は4件です。「事業仕

分けについて」を各課長、「多摩川水難事故について」を指導室長、「残菜状況について」を学校給食共同調理場所長、「CD『愛の街稲城』の寄附について」を教育部長より順次説明をお願いいたします。それでは、まず、「事業仕分けについて」をお願いいたします。教育部長。

教育部長　この事業仕分けにつきましては、7月24日土曜日に実施したところでございます。なお、この内容は、事業仕分け結果ということで、資料が皆様のお手元にあると思います。

稲城市としては、全体で21項目について行いました。会場は3会場におきまして同時にスタートし、21項目を行っております。その中で、教育委員会が全体21項目のうち、8項目について該当したということでございます。

見方だけを説明させていただきます。まず事業名、次に、仕分け結果、これは時間のない40分間の中で仕分けを行い、たとえば1番であれば、市が実施した方がよろしいが、民間拡大・協働推進せよということです。また、たとえば上から5番目の中央大会派遣経費は廃止せよということでございます。そして、その右側がコメント（概要）でございます。コメントの部分につきましては、これは私共からすると一方的というようなところもあるかもしれませんが、仕分けした方々の意見がここに載っているということでございます。

先日発行されました8月15日の市の広報にも、これと同じ内容が載っております。ここでも、仕分けの結果は本市の最終方針ではございませんということをご説明いたしましたが、この結果を参考にした中で、今後のあり方について検証していく、市の方針を決めていくという方向でございます。仕分けの結果につきましては、こうしたことが私共の該当事項となっております。

詳細につきましては、各担当課長から簡単にご説明いたします。

学校教育課長　それでは、項目といたしましては、表の一番下、第2会場の7番の私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金についての仕分けの状況でございます。はじめに、これは全体共通なのですが、事業概要シートというものを配布いたしまして、目的、実施方法、対象、事業内容、コスト、成果、課題等についての説明を行った上で、質疑を受けて、仕分けという流れで実施しました。

この補助金の制度を簡単に申し上げます。市内の私立幼稚園にお子様をかわせていらっしゃる保護者の方、3歳から5歳のお子様をお持ちの保護者の方に、所得に応じて、東京都制度でございますので、東京都の補助金を入れて補助していくという内容でございます。市ではこの東京都の補助額に対して、一律3,200円を所得にかかわらず、上乘せを行って、補助金を支給しております。これについて仕分け人の方から、この事業を廃止し、認可保育所の増設や他の施設を作ることなども考えられるが、そちらに充てるのはどうかという質疑がございました。

そう申しますのは、私共の7番の案件に入る前に、4番が学童クラブの保育料関係、5番が保育所、6番も認証保育所という形で、保育関係のものが3つ続き、また、同じ会場で行われて、その後にこの幼稚園ということでしたので、

仕分け人の皆さんの意識が保育の方に引っ張られていたという状況が最初からございました。幼稚園論外と申すと言い過ぎになるかもしれませんが、このお金を保育園に充てられないかというようなお話でございましたので、私の方からは、幼児教育は、生涯に渡る人間形成の基盤を作る大変重要な時期のもので、その振興を考えたいということ、保育とは異なったニーズに応じていける内容であるということを説明をさせていただきましたが、幼保一元化などをどう考えているのかというような質問が集中しておりました。

稲城市としては、公立の幼稚園がない中で、民間のノウハウと特色ある幼児教育を展開していらっしゃる私立の幼稚園に対して、市が必要な部分の補助を行っております。それは幼稚園に対する直接の補助ではなく、保護者に対する補助という形で、民間のノウハウを活用して特色ある教育活動を展開していくというように、効率面でも有効だというご説明をさせていただきました。しかし、この補助を行うことによって、即就園につながるとは必ずしも思えない、幼保一元化を考えた方が良いのではないかとかといった仕分け人の方のご意見がございました。その部分については、そういうことではございませんという説明をさせていただいておりますが、最終的には、そこの一覧にございますように、国の補助金制度である就園奨励費と重複している、また、保護者負担軽減補助金と幼稚園教育振興とのつながり、補助をしたから幼稚園に行くという、つながりが必ずしもあるとは思えないということでもございました。お金のある人は補助が無くても幼稚園に行けるだろうというようなところで、総合的な子育て行政の運営を検討する必要があるので、この補助金については廃止が妥当だという話を受けているということでもございます。

学校給食
共同調理場所長

4番目にあたります、稲城市学校給食共同調理場の管理運営費、調理運営費についてです。調理場全体の運営について、仕分けをいただきました。

事業概要シートの中に調理員の人件費の項目があり、この調理員に関しまして、1人につき年収700万円となっております。これについて、仕分け人の方に指摘されました。

調理員は業務系職となりますが、年収700万円は高いのではないかと、調理員としては300万円から500万円ぐらいの人件費で済むところを、稲城市では給料表をどのように定めているのかというご質問がありましたので、こちらとしましては、人事課の方で、給料表も東京都並みにしてまいりますと申し上げました。事業概要シートの統一的に表す部分の説明と実際の人件費について、明瞭な説明ができず、ご指摘をいただきました。

また、調理の運営に関して、稲城市としましては、ご飯、パンに関しては民間に委託、牛乳も配送を委託しております。副食となりますおかずについても調理場から発送していますが、この発送業務に関しても民間委託をしているという面がありますが、全体的に業務の民間委託等も考えていく必要があるのではないかとご指摘をいただいております。

そして、この事業仕分けの中で、少し時間がかかったのが、地場産の使用量についてです。梨は給食において2回使用していますが、稲城市の梨の使用を

2回のうち1回提供しましたが個数の割合で回答したことにより理解がなかなか得られませんでした。

体育課長　　まず資料の5番目の中央大会派遣経費でございます。残念ながら廃止という結果になってしまいましたが、中央大会派遣事業につきましては、稲城市の体育協会に委託しております。対象は、都民大会、都民生涯スポーツ大会、都民スポーツレクリエーション大会、東京都市町村総合体育大会などでございます。こちらの大会に稲城市の代表として出ていただくということで、最終的には市民の健康増進につながるということで申し上げたのですが、なかなか理解をいただけなかったということでございます。

仕分け人の方のご意見の中では、やはり体育協会自体が法人化されていないため、委託に対してどうなのかというご質問がございました。また、こちらの大会の委託自体が、本来の市の事業として、委託が成り立つのかというご意見がございました。委託という形ではなく、支援という形ではどうかというご意見がございました。そうした中での廃止というものでございます。

続きまして、6番目の市立公園内体育施設指定管理料でございます。こちらにも廃止という形でございます。指定管理者としまして、財団法人いなぎグリーンウェルネス財団を指定しております。こちらは平成18年に自治法が改正されて、今まで財団に委託という形で業務委託しておりましたが、直営か指定管理者かということで、どちらかを選択しなければいけないということの中で、平成18年度に、入札による契約ではなく、特命という形で指定をいたしました。

そうした中で、仕分け人の方のご意見は色々ございましたが、その財団の組織自体が、市に関係する方がいらっしゃる、理事長が副市長で、行政関係等の職員もいるということで、行政に関係の深い人がいる中での指定管理はどうなのかというご意見もございました。その上、業務の大部分を再委託に出していること、さらに、平成18年当時、公募とせずに随意契約をしたのですが、特命にする理由が見当たらない、他の民間でもできるのではないかというようなご意見もございました。そうした中で、残念ながら廃止という結論になりました。以上でございます。

文化センター課　文化センター課について、ご説明申し上げます。第1会場の1番と2番についてです。ソフト面とハード面ということで、限られた時間でしたので、私共の主張がなかなかご理解いただけない面もございました。

まず1番につきまして、生涯学習のビジョン云々というコメントがございましたが、生涯学習の推進計画に則って、市としては事業を行っている、社会教育法に規定されている事業を行っているという説明をさせていただきましたが、やはり公民館で行っている事業と、たとえば、健康課や環境課で行っている事業が重なっているのではないかというご指摘がありました。結果としては、市が実施ですが、民間拡大や市民を含めた利用者の協働という観点からできないかという結果となりました。

また、ハード面につきまして、色々な機器の保守・点検などは既に専門業者に委託を出しております。また、窓口の受付などもシルバー人材センターに委

託という形をとっております。ですので、そうしたところをさらに民間委託、あるいは指定管理などの導入をできるものではないかというご意見がございました。

次に、第2会場の学童クラブ運営事業でございます。ご承知のとおり、福祉部子育て支援課が設置や計画について担当し、文化センター課が運営ということで、2課でこちらの事業仕分けに参加しております。

仕分け人の方々が割と地方の方でございましたので、それぞれの自治体と東京都の事情が大きく異なっているということで、皆さんも東京はやはり財政が豊かで、そういう事情が地方とは違うというような率直な感想も述べられておりましたが、やはり公設公営である必要はないのではないか、公設民営などの手法も検討していくべきではないかというお話もございました。また、減免措置などがあるにもかかわらず、滞納状況があるということについて関心を持たれたようで、そうした滞納の対応に努力すべきではないかというように、主に運営面ではなく、設置部分の子育て支援課に係る部分で議論が大きく出てきました。結果は、市が実施で、民間拡大・協働推進というようものでございました。以上です。

図書館長 仕分け結果一覧の第1会場の3番、図書館運営事業でございます。こちらに書いてございますとおり、中央図書館、iプラザ図書館を除くということで、具体的には、第一、第二、第三、第四図書館が仕分けの対象になりました。

冒頭、学校教育課長からお話がありましたように、我々の方に、事業概要の説明として、10分間の時間をいただきました。その中で、私の方から、稲城市の図書館の歴史を中心としまして、第一から第四までの図書館の必要性について説明をさせていただいております。

簡単に内容を振り返らせていただきます。50年前の昭和28年に、都立図書館の巡回車、図書館バスむらさき号が稲城市を回り始めました。それから、昭和48年には待望の市立図書館が開館されました。さらに、市民の図書館設置に対する要望が衰えることはなく、昭和の時代に、第二、第三、第四図書館が開館しました。それから平成に入りまして、バブル崩壊等の影響があつて計画よりは遅れてしまいましたが、平成18年に中央図書館、平成21年にiプラザ図書館がオープンし、現在に至っております。そして、稲城市としては、昭和48年の開館以来、市民が身近に利用できる分館方式による図書館整備を進めて、いつでもどこでも誰でも利用できる図書館を目指し、現段階で、各館を中心とした半径1.5キロメートルの円で概ね市全体がカバーできる理想に近い形となったということを説明させていただきました。

質疑につきましては、色々な角度から色々な質問がありましたが、結果としましては、改善を進めながら、引き続き市が実施すべきという形になっております。

それから、こちらの表にございますとおり、コメントをいただいております。『中央図書館・iプラザ図書館・分館の役割について方針を明確にし、市民サービスの公平性をまず確保する必要がある』というコメントをいただいておりますが、この表現が、中央図書館は構わないのですが、iプラザ図書館も分館

になりますので、誤解を招くような表現になっておりまして、その辺の説明をさせていただきます。以上でございます。

委員長 次に、「多摩川水難事故について」をお願いいたします。

指導室長 市内中学生の多摩川での死亡事故について、ご報告させていただきます。

8月11日、水曜日の午後2時30分頃、多摩川北緑地公園北側の多摩川右岸付近で、市内中学校3年生男子1名が溺れ、死亡しました。当該の生徒は、午前中から友達3人と府中市営プールに出かけ、その帰りに多摩川の河原で遊んでいたところ、友達のサンダルが流されてしまい、4人で付近を捜し、それでも見つからなかったということで、下流の事故現場付近まで自転車で移動し、再びサンダルを探して水に入り、下流に向かって移動していったところ溺れたということでございます。

学校でも水難事故防止について指導しておりましたが、大変残念な事故でございました。昨日でございますが、8月16日の月曜日、午前9時30分からお別れの会が行われました。

教育委員会といたしましては、このような痛ましい事故が二度と起きないように、当日ですが8月11日の水曜日に、緊急校長会を行い、事故についての説明と、改めて、子どもだけで多摩川の水遊びをしないこと、決して多摩川で泳がないこと、また、その他水難事故の防止について、再度、指導の徹底をするように指示をいたしました。

なお、この事故の報告につきましては、8月11日の水曜日に福祉文教委員会でご報告をさせていただきました。以上でございます。

委員長 次に、「残菜状況について」をお願いいたします。

学校給食 共同調理場 お手元に配付させていただきました、平成21年度及び22年度（途中）残菜状況をご覧ください。

平成21年度の4月の部分ですが、日数的に給食は14日出しました。給食総数が60,175食。月の残菜量としまして、これは1袋あたり15kgでカウントし、2,190kgが月の残菜の合計になります。1日あたり156.4kgの残菜が出ました。1食あたりですが、36gとなります。

この表をご覧ください。平成22年度に関しましては4月、5月、6月ということで、60g近くの残菜が出ています。昨年に比べまして、増えておりますが、日によって違ってきております。

例として、6月24日の木曜日ですが、白米と牛乳、豚肉と豆腐のキムチ煮、キャベツのじゃこ入りのおかか和えです。このような給食を出したところ、残菜は60g、全体の量から10%程度の残菜が出ていたということでございます。少ないときには5%、7%という日がありましたので、これは日々の食材の総量、それと、残菜の量をもう一度精査させていただいた上で、次回2学期が終わった時点で、再度報告させていただきたいと考えております。以上です。

委員 長 最後に、「CD『愛の街稲城』の寄附について」をお願いいたします。

教育部長 こちらにつきましては、CDの寄附でございます。歌手のシルヴィアさんの作曲、作詞、歌唱によるものでございまして、枚数が104枚です。私共もいただきました。郷土の歌を歌った曲を市民に広く紹介してほしいということでいただきました。

今回、104枚いただき、音頭ということで、曲が盆踊りに合うというようなこと、また、これが広く知られていくように、各地域に広めていこうということで、全体数は把握しておりませんが、夏場の盆踊り等でもこの曲を流していただきました。

委員 長 報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。中田委員。

中田委員 仕分けに関してお聞きします。市が実施ということに関しては、今のやり方に多少改善の余地はあるかもしれないが、事業として続けることは妥当であるという結論が出たと理解すればよろしいのでしょうか。廃止はバツが付きまますので、それは分かるのですが、市が実施（要改善）というものは、改善はするにしても、すること自体は間違っていないという理解なののでしょうか。どのような受け取れば良いのかよく分からないのですが。

委員 長 教育部長。

教育部長 たとえば、5番目の中央大会派遣経費については廃止です。では、スポーツ振興の一環としていますので、稲城市から選手団を東京都の大会などに派遣することについてはどうなるのか、本来それを行うのは誰なのかということからすると、基本的には体育協会がしなければなりません。今まで、稲城市としては、積極的にやりたいというようなことの中で、委託をし、市の主催ではないのですが、稲城市においては市の主催として、委託としてお願いしてやっていたということがあります。それが、今回の仕分けの中では、客観的に見ていただいた中では、本来は違いうだろうと、体育協会が主体的にやるのだろうということでございました。では、市は何をするのかという時に、誰がどこへではなく、稲城市のあり方として、今の委託料で行うものは廃止しよう、たとえば支援というような言葉を使えば、補助金等で出すのではないかとということです。ですから、委託ですと、10分の10のお金が相手方に行くわけですが、補助金ですと、限られた予算を出して、それが10分の10になるかどうか、10分の10未満になってしまう可能性があるのですが、そうした支援として補助金にきなさいと、そういうことを考えなさいということをおっしゃいました。ですから、ここで廃止されたので、稲城市は全部を廃止するというわけではないわけです。

それから、先ほど幼稚園関係のお話も出ましたが、就園奨励費補助金につい

ては保護者負担軽減です。保護者負担軽減につきましては、園児の保護者方が、色々な場で私共への要請活動を行っています。また、市が経営する幼稚園等があれば、当然ながら保護者の負担は少ないわけです。市町村で市として経営しているのは大変少ないのですが、それに比べれば、稲城市は当然負担が多くなります。そうしたことを考えれば、廃止とは書いてありますが、これをなくすことが本当に良いのかどうかということが、今後の課題となります。

仕分け人の皆さんには客観的に見ていただきました。また、40分間の中で、私共は10分間しか説明できません。質問も一方的になりますので、こちらの言いたいことについては、言う場がありません。逆に言うと、向こうが聞きたい、情報を得たい部分だけを質疑していますので、なかなか伝わっていかず、客観的な評価ではこのような結果になったというところでございます。

ただ、行政としましては、客観的でもこうした結果が出た以上は、当然ながら、これを参考にしながら検証していくということで、今後、どのようにするかということ、今後の事業方針、来年度予算に向けて検討しなくてはなりません。ですので、必ずしも廃止するというのではなく、市が実施するよりも民間に委託した方が良く、費用対効果はどうかということを言われているわけです。それらを全部含んだ中で、検討していくということです。

委員長 他にいかがでしょうか。中田委員。

中田委員 この結果に従って廃止をする、しないという話はないということは、広報にも書いてあったので、それは市民に伝わっているのではないかと思います。ぱっと見て、「廃止」となっていると、物言いが付いたのかというように受け取れますし、「市が実施」となると、そこまで悪くなかったのではないかと評価されたと見てしまうのではないのでしょうか。

そうは言っても、今の教育部長のお話だと、マルやバツという単純な話ではなくて、中身をやってみていかないとならない、色々な事情があるということで、総合的に考えていかななくてはならないということでした。

受け取る市民の側からすると、マルが付いた、バツが付いたと言って、この判断を単純に受け取ってしまって、学童クラブのことも市で実施することにお墨付きが付いてしまったと受け取る方がいるのではないかと思ったのですが、その辺をどうしたら市民に伝わるのか、どうやって伝えていかななくてはならないのか、こちらから説明する方法は何かないのでしょうか。

委員長 教育部長。

教育部長 一応、事実の結果だけをお伝えしたのが今回の広報でございます。たとえば、幼稚園関係は今後についての問い合わせも来ていますので、そうした点では、機会や場所に応じて、色々な情報をきちんと伝えていけたらと考えております。

また、稲城市の体育協会につきましてもご紹介いたしますと、体育協会があ

って、教育としてのスポーツ振興ができているということを考えますと、ここで廃止とすると、稲城市としてどうしましょうなどということになってしまう。そうした点では、今後、色々と協議する中でより良くするよう、廃止というよりは見直さなくてはいけないと考えております。

委員長 他にいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午前12時15分閉会)